

様式第59号（第61条関係）

夕張市選挙管理委員会告示第29号

期日前投票所における開閉時間の繰り下げについて

令和5年4月23日執行の夕張市長選挙及び夕張市議会議員選挙における拠点複合施設りすた期日前投票所の開閉時刻を、公職選挙法第48条の2第6項により読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り下げる。

令和5年4月16日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

期日前投票所名	期日前投票所を開く時刻	期日前投票所を閉じる時刻
拠点複合施設りすた	午前9時00分	午後8時00分（変更なし）